

一般競争入札公告

神契公告第 172 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月31日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 172 号		担当課・TEL	都市整備部下水道課	0299-90-1157	
事業名	5土合終末処理場管渠スクリーニング調査業務委託					
事業場所	神栖市矢田部地内外					
案件概要	視覚調査工L=648m洗浄工L=648m報告書作成工N=1式安全費N=1式					
履行期間等	契約締結日の翌日から 令和6年2月29日 まで					
事業種別	業務委託					
入札参加 資格要件	登録区分	物品製造等	登録業種	施設・設備等の保守管理（下水道処理施設維持管理）		
	営業所の 許可等					
	総合点					
	営業所の 所在地					
	技術者要件	下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士			専任性	
	履行実績					
	その他要件					
設計図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）				
	アドレス	神栖市ホームページ <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>				
		入札情報サービス <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html</a>				
入札方法	電子・紙種別	電子入札				
入札参加受付 （電子入札）	期間	令和5年8月1日 9:00 ~ 令和5年8月17日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。				
質疑・回答	受付期限	令和5年8月14日 17:00	回答日	令和5年8月16日		
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>	回答方法	市ホームページに掲載する <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>		
	設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。					
入札書 受付期間等	電子入札	令和5年8月18日 9:00 ~ 令和5年8月28日 17:00				
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和5年8月18日9:00以降に郵送手続きを行い、令和5年8月28日17:00までに神栖郵便局必着				
入札時注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。				
	内訳書	不要				
	その他					
入札（開札）日時	日時	令和5年8月30日 14:00				
	場所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3				
予定価格	4,130,000 円（税抜）			低入札調査基準 最低制限価格	設定していない	
入札保証金	免除	契約保証金	免除			
前払金	無			部分払	無	
建設リサイクル法	議決の要否		否	長期継続契約	対象外	
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a>					
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。					